

第2章 環境保全施策 の推進

「環境基本計画」に掲げた3つの基本目標の達成に向けて、平成23年度に実施した主な施策の内容について報告します。

さらに、平成23年度は平成19年7月改定の環境基本計画の最終年度にあたることから、施策の基本方針ごとに「5年間の成果・課題」を掲載しました。

基本目標 1 暮らしの中から環境を守りはぐくむ



(目標とする将来像)

私たちが暮らす身のまわりには、すがすがしい空気や水があり、健康的に暮らすことができます。まちにはみどりがあふれ、野鳥をはじめとするさまざまな小動物が生息し、まちの中でも四季を感じることができます。

「きれいな空気と水辺のあるまちで暮らす」「みどりあふれるまちで暮らす」の2つの基本方針に沿ってさまざまな施策を実施しています。

1-1 きれいな空気と水辺のあるまちで暮らす

(基本方針)

私たちの日々の暮らしや事業活動が、地域の生活環境にどのように影響しているか継続的に調査・分析し、その結果に基づいて環境の悪化を未然に防止するとともに、環境にやさしい暮らしへの転換を図っていきます。自動車への依存を減らす生活スタイルの実行や、水循環のしくみを理解し生活排水等による汚濁防止を心がけ、有害物質の適正管理とお互いの生活環境を守るための近隣公害の発生抑制に努めることで、安全で快適な生活環境の保全を目指します。

<環境指標の評価>

指標項目の評価

- ◎：最終目標値を達成している指標項目
- △：最終目標値を達成していないが、目標値に近づいている指標項目
- ▽：最終目標値を達成しておらず、目標値に近づいていない指標項目
- ：環境指標の設定、現状値を把握していない指標項目

環境指標項目	基準年度	数値目標	測定項目	基準年度末時点実績値	平成23年度末時点実績値	評価
環境基準 (大気) (P.24~25参照)	19	環境基準値達成率の向上 (各項目毎の基準を達成すること)	測定項目： 二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 二酸化窒素 光化学オキシダント	4項目達成 (光化学オキシダントは非達成)	4項目達成 (光化学オキシダントは非達成)	◎

＜環境指標の評価＞（続き）

環境指標項目	基準年度	数値目標	測定項目等	基準年度末時点実績値	平成23年度末時点実績値	評価	
環境基準 （水質） （P.26 参照）	19	環境基準値 達成率の向上 （各項目毎の基準を達成すること）	生活環境項目 ・水素イオン濃度（pH） ・溶存酸素（DO） ・生物化学的酸素要求量（BOD） ・浮遊物質量（SS）	達成	達成	◎	
			健康項目 ・カドミウム（Cd） ・全シアン（CN） ・鉛（Pb） ・六価クロム（Cr6+）	達成	達成	◎	
環境基準 （土壌） （P.27 参照）	19	環境基準値 達成率の向上	地下水測定	達成地点数／調査地点数			
			メッシュ調査※1	9／9地点	11／11地点	◎	
			継続調査※2	1／5地点	1／4地点	—	
環境基準 （騒音） （P.30 参照）	19	環境基準値 達成率の向上	玉川 通り	昼間	70.7%※3	74.9%※3	◎
				夜間	33.9%※3	69.0%※3	◎
			環七 通り	昼間	90.1%※3	90.8%※3	◎
				夜間	58.1%※3	56.6%※3	▽
揮発性有機化合物（VOC） 排出量 （P.25 参照）	12	平成22年度までに排出量を平成12年度比30%以上削減	—	東京都からの公表なし	東京都からの公表なし	—	

【数値目標に年度の記載がないものは、平成23年度までの目標】

※1 区内全域を23メッシュ（1kmメッシュ）に区切り、2年で一巡するよう、各メッシュ（毎年度では11～12メッシュ）代表で採水して測定。平成23年度は未実施のため、平成22年度の実績で評価。

※2 メッシュ調査で汚染が判明した地下水は以降、継続して毎年測定。

※3 当該地域の全住居等のうち、騒音のレベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握する「面的評価」による評価

➤ 5年間の成果・課題

二酸化いおう、浮遊粒子状物質（SPM）の濃度が減少するなど、大気環境は改善してきています。一方、光化学オキシダントについては、まだ都内の測定局においては環境基準を達成していません。また、揮発性有機化合物（VOC）対策も課題のひとつです。

水環境については、東京都の清流復活事業により大幅に改善され、目黒川の3地点で定期的に水質を測定した結果、すべての項目で環境基準を達成しました。しかし、目黒川では季節や測定項目によっては数値が高かったり、悪臭がするなどの課題が残されています。

道路環境については、特に夜間の道路沿道における騒音の環境基準達成率が低い状況にあります。

➤ 目標の実現に向けて—平成24年度以降の取組み—

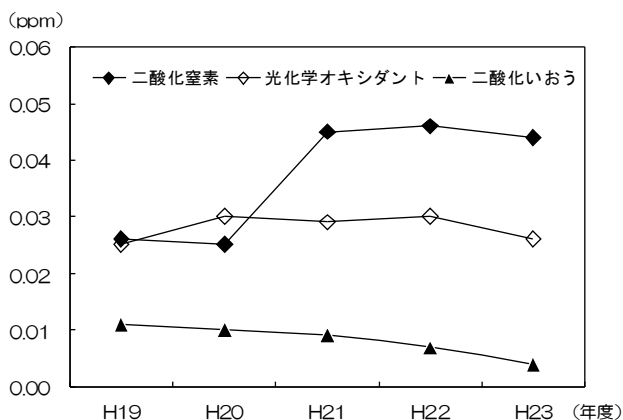
生活環境をよりよいものとするため、私たちの日々の暮らしや事業活動が、大気や水など地域の生活環境にどのように影響しているかを継続的に調査・分析・公表します。引き続き、自動車排出ガス対策による大気環境の改善や、水環境改善のための取組み等、区民、事業者の協力のもと、区が行うべき生活環境の改善の施策に取り組んでいきます。

1-1-1 大気環境の保全

◀ 大気環境の監視・測定 ▶

大気を汚染し人体に健康被害を及ぼすおそれのある汚染物質には、二酸化窒素（NO₂）¹や浮遊粒子状物質（SPM）²、光化学オキシダント³、二酸化いおう（SO₂）⁴等があり、これらの物質には維持されることが望ましい基準として環境基準⁵が定められています。大気汚染物質の対策として、国や東京都は、「工場対しての排出規制」や「自動車の排ガス規制」等、制度による規制を実施しています。目黒区では、東山中学校屋上に大気汚染測定室を設け、毎年、環境測定を実施しています。観測の結果、二酸化いおう、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、基準を達成しました。

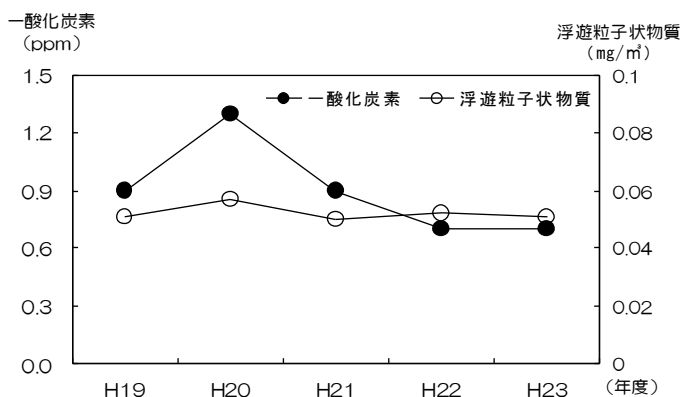
◀「二酸化窒素濃度 98%値」、「光化学オキシダント濃度年平均値」、「二酸化いおう濃度 2%除外値」の推移▶



環境基準

- 二酸化窒素濃度
: 1時間値の日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること
- 光化学オキシダント濃度
: 1時間値が 0.06ppm 以下
- 二酸化いおう濃度
: 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下

◀「一酸化炭素濃度 2%除外値」と「浮遊粒子状物質含有量 2%除外値」の推移▶



環境基準

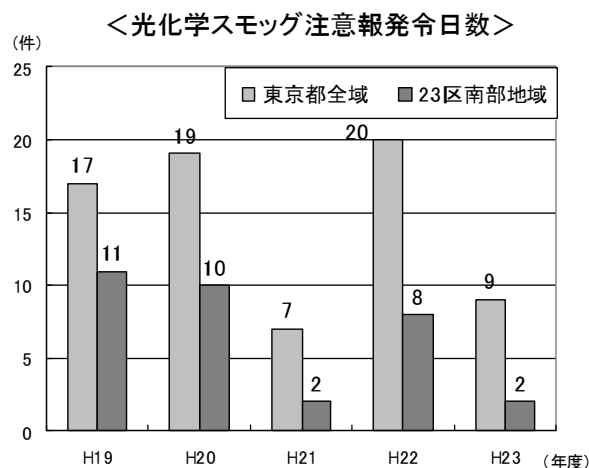
- 一酸化炭素濃度
: 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下
- 浮遊粒子状物質
: 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下

¹ 二酸化窒素（NO₂）：大気中に排出される窒素酸化物のほとんどを占める。主に自動車排気ガス等から発生し、呼吸器系統に悪影響を及ぼすこともあるため、環境基準が設定されている。
² 浮遊粒子状物質（SPM）：大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 マイクロメートル（=1/1,000 ミリメートル）以下のものをいう。呼吸器系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。
³ 光化学オキシダント：大気中で太陽光中の紫外線を受けて、光化学反応により生成する大気汚染物質群のうち二酸化窒素を除いたもの。
⁴ 二酸化いおう（SO₂）：硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となるため、環境基準が設定されている。
⁵ 環境基準：「環境基本法」に基づく「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい」基準。

◀ 光化学スモッグ対策 ▶

光化学スモッグは、光化学オキシダントが原因で、気象条件により大気中にたまり、白くもやがかかった状態を指します。平成23年度は、光化学スモッグ注意報が2回発令され、発令時には防災無線での放送や区内施設に懸垂幕掲示を行いました。

光化学スモッグ注意報の発令日数は、概ね減少しています。



◀ 揮発性有機化合物 (VOC) 対策 ▶

有害化学物質による環境リスク低減のため、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因の一つであるVOC対策が重要となっています。東京都は、VOC対策として、大規模施設を対象とする排出規制、事業者の自主的な排出抑制等の政策を実施しました。目黒区は、有害化学物質使用事業場の実態把握と、事業者に対する排出抑制指導を行いました。

◀ 自動車排出ガス対策 ▶

目黒区内には、自動車交通量の多い幹線道路が通っており、これらの道路を通過する自動車から排出される窒素酸化物⁷等による大気汚染が課題となっていました。これに対し、国や東京都では、規制の強化、低公害車⁸の導入、交通需要マネジメントの推進等の発生源対策、ディーゼル車の走行規制等を実施しました。

目黒区では、主要幹線道路沿いで環境測定を実施するとともに、中小企業者に対する低公害車への買換え資金の融資あっせん、庁用車の低公害車への転換等を図りました。平成23年度は、1台の低公害車を導入し、全庁用車83台のうち49台が、低公害車となりました。

平成24年度に実施する主な施策の内容

- ✓ 大気汚染物質と酸性雨の常時監視、分析を引き続き行います。
- ✓ 庁用車への低公害車の導入に努めます。
- ✓ 有害化学物質使用事業場の実態を把握し、排出抑制につなげます。

⁶ 揮発性有機化合物 (VOC) : 揮発性で、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因の一つ。具体的には、トルエン、キシレン、酢酸エチル等、多種多様な物質が含まれる。

⁷ 窒素酸化物 : 燃料中や空気中の窒素が燃焼して酸化することにより生成する。健康影響のほか、光化学オキシダントの原因物質の一つ。

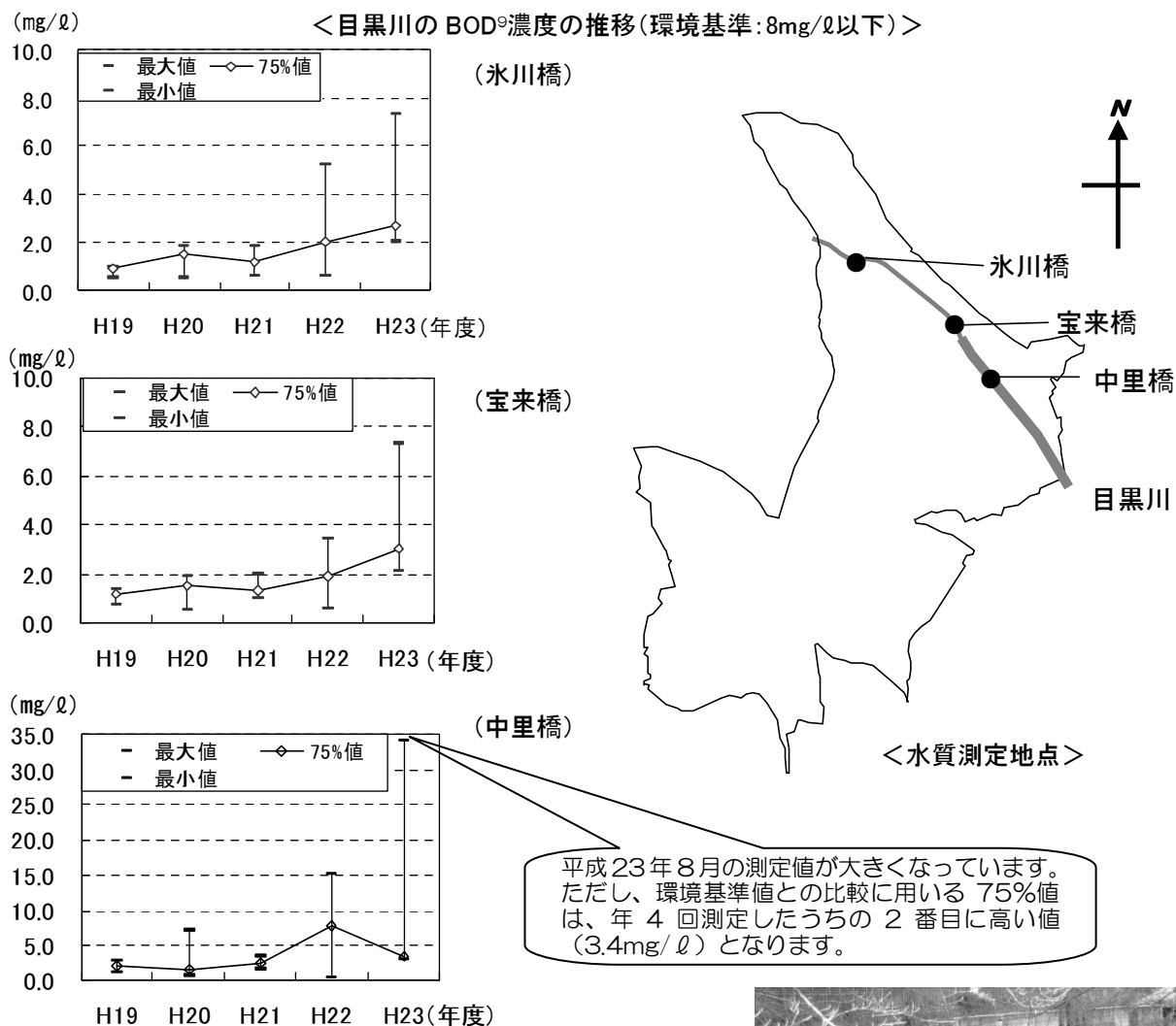
⁸ 低公害車 : 排出ガス中の大気汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車。ソーラーカー、電気自動車、ハイブリッド自動車等。

1-1-2 水環境の保全

◀ 河川水質の状況把握 ▶

目黒川や呑川は、流域の都市化が進んだ昭和 50 年前後に汚染が進み、にごりやにおいに対する苦情が寄せられていました。しかし、東京都の清流復活事業として、落合水再生センターから高度処理された下水処理水を流すことで、水質が大幅に改善されました。

目黒区では、目黒川の3地点で定期的に水質を測定しています。健康項目4項目、生活環境項目4項目のすべての調査項目について、環境基準の達成が続いています。



◀ 河川環境の改善 ▶

人々に安らぎを与え、生きものが生育・生息する場としての水辺環境を整備するため、以下のような対策に取り組みました。

- 目黒川や呑川における河川清掃や水面清掃の実施
- 目黒川における河床整正・河床浚渫の実施 (河床をならし、堆積した土砂を処分する)
- 目黒川クリーンアップ大作戦の開催



<川底の清掃>

⁹ BOD：河川の水質を表す指標のひとつで、水中の微生物が有機物を酸化・分解するときに消費する酸素の量を示す。BOD 値が大きいほど汚濁物質（有機物）が多く、水の汚濁が進んでいるといえる。

■ 目黒川クリーンアップ大作戦

目黒川クリーンアップ大作戦は、「目黒川を豊かな生活環境にする会」が主催し、区が共催している清掃活動です。東京都第二建設事務所や目黒警察署、地元企業や川沿いの小学校の児童も参加して行われています。

平成23年度は、7月、12月、3月の3回実施され、延べ801人が参加しました。沿川通路の環境維持はもとより、地域住民や地域の事業所、小学生などが交流を持つ貴重な機会となっています。



＜河川沿道の清掃＞

■ 区内河川の環境改善（目黒川浄化対策実験）

目黒川の悪臭や白濁化の要因を除去するため、品川区と連携して平成21年度と平成22年度に高濃度酸素溶解水を供給する浄化装置による実験を行いました。実験の結果、溶存酸素（DO）¹⁰及び化学的酸素要求量（COD）¹¹の値が夏から秋にかけて改善し、効果が明らかになりました。

平成23年度には、品川区と連携して抜本的な水質改善対策について検討し、1月には品川区とともに東京都に水質改善対策について要望活動を行いました。その結果、平成24年度には、目黒川のしゅんせつが都によって実施されることとなりました。

◀ 地下水汚染の実態把握 ▶

地下水汚染は、鉛等の有害な重金属類やテトラクロロエチレン等の化学物質により汚染された土壌が地下水に溶け出すことで引き起こされ、飲用等に伴う健康被害をもたらす恐れがあります。原因としては、工場・事業所等の事業活動時の漏えい等があります。区では、重金属4種類及び有機塩素化合物3種類について、区内6か所の地下水調査を行い、環境基準不適合地点が3か所ありました。環境基準不適合地点については、継続的な調査を行い、経過を観察しています。このほか、事業者に対しての指導や啓発を行っています。

◀ 雨水利用システムの導入・検討 ▶

雨水利用システムは、建物の屋根等に降った雨を貯留槽に貯め、トイレの洗浄水等の雑用水として利用するしくみです。区では、学校の改築時に、雨水利用システムの導入を進めており、平成23年度現在、第四中学校、目黒中央中学校、碑小学校、宮前小学校、緑ヶ丘小学校で導入されています。普段の生活での利用はもとより、災害時に水道が使えなくなった場合にも、有効に活用されます。

¹⁰ 溶存酸素（DO）：水中に溶けている酸素の量で、水質汚濁状況を測る指標の一つ。溶存酸素の低下は、好気性微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く。

¹¹ 化学的酸素要求量（COD）：水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

◀ 総合治水施設の整備 ▶

都市化の進行により健全な水循環は失われつつあり、水質汚濁や生態系の破壊等の影響、局的集中豪雨などによる浸水被害が懸念されます。

これに対し、東京都は「東京都湧水等の保護と回復に関する指針」に基づく清流復活対策を実施しています。これは、枯渇しつつある湧水の保全と回復を図りながら、水量が著しく減少した都市河川に高度処理¹²された水や漏れい地下水を導水する取組みです。目黒川へも、落水水再生センターから下水の高度処理水が導水され、水循環の健全化が図られています。

目黒区では、「目黒区総合治水¹³対策基本計画」に基づく雨水流出抑制施設整備を進めています。具体的には、透水性舗装¹⁴や雨水浸透ますの設置推進や、事業者に対し、雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱を周知する等の取組みを行っています。平成23年度は、雨水浸透ます3箇所と、959m²の透水性舗装の整備を実施しました。



<雨水浸透ます>



<透水性舗装>

平成24年度に実施する主な施策の内容

- ✓ 都市型水害対策のために、雨水流出抑制施設整備の促進を図ります。
- ✓ 透水性舗装や雨水浸透ます等、総合治水対策基本計画に基づき、実施計画事業を実施します。
- ✓ 揚水施設の設置に関しては、最小限の揚水量となるように指導を引き続き実施します。
- ✓ 区内の地下水について汚染調査を実施します。
- ✓ 目黒川において水質測定を実施します。
- ✓ 河川環境を維持するため、目黒川の河床整正・しゅんせつと、目黒川及び呑川の定期的な河川清掃を行います。
- ✓ 目黒川クリーンアップ大作戦が、地域住民や地域の事業所、小学生等が交流を持つ貴重な機会ともなるよう、実施を支援します。
- ✓ 品川区と連携してしゅんせつによる効果の検証を行い、水質改善を目指します。

¹² 高度処理：下水道処理等において、通常処理した二次処理水をさらに処理し、窒素、リン、色度等を除去すること。

¹³ 総合治水：都市型水害対策のため、雨水貯留や浸透施設の設置、河川改修、下水道設備等、さまざまな手法を組み合わせで行うこと。

¹⁴ 透水性舗装：隙間の多いアスファルト混合物を使用することにより透水性を高め、雨水等を自然に近い形で地中へ戻す舗装。

1-1-3 有害物質による汚染の防止

◀ 化学物質の適正管理 ▶

人や生物に有害な化学物質の適正管理や規制対策のため、多様な主体が連携して取組みを進めています。法制度面では、「特定化学物質排出量把握・管理改善促進法（PRTR法）」、「ダイオキシン類¹⁵対策特別措置法」、東京都による「環境確保条例」が整備され、適正管理や規制方針が定められました。

目黒区では、年に2回ダイオキシン類の測定のほか、工場・事業所に対する公害防止対策の審査を行いました。また、福島原子力発電所の放射性物質の拡散への対処策として、定期的に放射線量の測定を行いました（P.16 参照）。

◀ アスベスト対策 ▶

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で、建築材料等の工業製品に利用されてきました。その繊維は、目に見えないくらい細く軽いために飛散しやすく、吸入すると肺がんや悪性中皮腫、アスベスト肺等の原因になります。

現在では、アスベストの製造、使用等は一部の例外を除いて禁止されていますが、アスベストを使用している建築物の実態把握と、建築物等を解体、改造、補修する際のアスベストの飛散防止対策を徹底する必要があります。

区では、解体・改修工事に際して作業方法の指導等を行っているほか、アスベストの含有等調査費用の助成や、中小企業に対するアスベスト含有建築材除去の融資あっせんを行っています。平成23年度は、アスベスト調査助成交付を1件行いました。

アスベスト調査への助成

建築物（分譲集合住宅を含む）にアスベストと疑われる吹付け材等が使用されており、そのアスベストの含有等について専門の調査機関に分析調査を依頼する場合、費用の半額（戸建10万円、集合住宅・事業用建築物20万円限度）を助成する制度です。

〔問合せ先〕

環境清掃部環境保全課公害対策係

電話 03-5722-9384

平成24年度に実施する主な施策の内容

- ✓ 化学物質対策等として、各種法令等に基づく規制・指導を引き続き実施します。また、有害化学物質使用事業場の実態を把握し、排出抑制につなげていきます。
- ✓ アスベスト分析調査費の助成を引き続き実施します。
- ✓ 工場跡地等の土壌・地下水汚染について、引き続き立入監査を実施し、指導を行います。

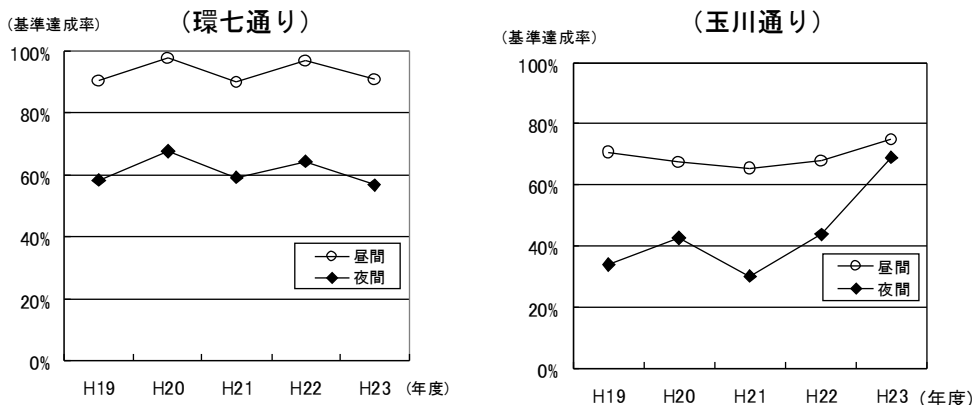
¹⁵ ダイオキシン類：塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称。塩素の入ったものを焼却する過程等で生じる化学物質。

1-1-4 身近な生活環境の保全

《 自動車交通騒音・振動の状況把握 》

騒音については、一定地域ごとに当該地域の全住居等のうち騒音のレベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握する「面的評価」を行っています。平成23年度は、定点観測区間2区間、4年に1度測定を行う準定点観測区間4区間において、観測を行いました。環境基準達成率は、夜間の基準達成率が低く、一部で騒音規制法に基づく要請限度¹⁶を超える状況にあります。

振動については6地点で測定を行った結果、いずれも要請限度の範囲内となっています。



＜道路沿道における環境基準達成率＞

(上記定点観測区間2区間のほか、準定点観測区間を16区間設けており、年ごとの持ち回りで4区間を測定)

《 工場、事業場、工事・建設作業における騒音・振動の規制・指導 》

騒音・振動については、「騒音規制法」や「振動規制法」等の法制度に基づき届出を受理することで実態を把握し、公害防止指導にあたっています。

平成23年度には、騒音規制法に関する届出が27件、騒音規制法に関する届出が13件ありました。

＜届出件数＞

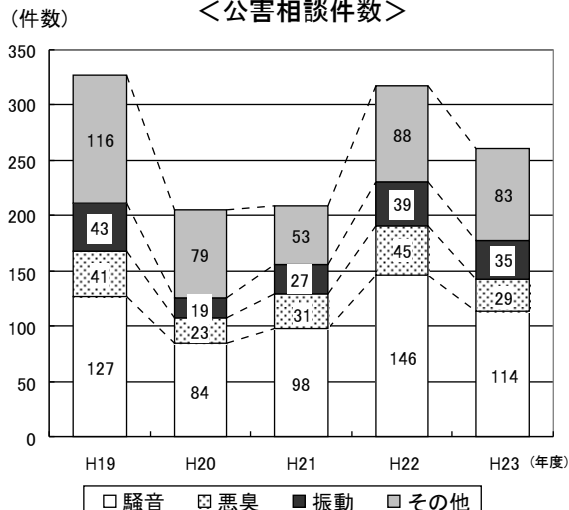
法令等	届出件数
「騒音規制法」	27件
「振動規制法」	13件
「東京都環境確保条例」 工場/指定作業場	38件/39件

《 騒音、振動、悪臭等に係る

相談・調整の充実 》

近年の公害相談は、騒音・振動、悪臭等典型的公害のほかに、アスベスト被害に対する不安や一般生活苦情(空き地の雑草、落ち葉)等多岐にわたっています。平成23年度は、261件の相談がありました。その内訳は、騒音114件、悪臭29件、振動35件、その他83件でした。

＜公害相談件数＞



¹⁶ 要請限度：騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度値。生活環境が著しく損なわれると認められる値。

◀ 地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成の推進 ▶

「めぐろ住環境プロジェクト」の取組みの一つとして、平成20年度に、「建築物の絶対高さ・敷地面積の最低限度」の都市計画変更を決定しました。

平成23年度には、自由が丘南口地区計画の変更に向けた地元協議の支援を行いました。

平成24年度に実施する主な施策の内容

- ✓ 自動車交通騒音・振動・交通量調査を継続して行います。
- ✓ 現場調査等により、工場・事業場及び工事・建設作業における騒音・振動の公害防止指導を強化します。公害防止相談の内容を的確に把握することに努め、解決を図ります。
- ✓ 環状七号線沿道の適正かつ合理的な土地利用の実現化を図るため策定した「目黒区環七沿道地区計画」に基づき、計画区域内の建築・開発行為について、計画内容に即した規制・誘導を引き続き行います。
- ✓ 自由が丘南口地区地区計画の変更について、地元の街づくり提案を受け、それをもとに計画案を検討します。

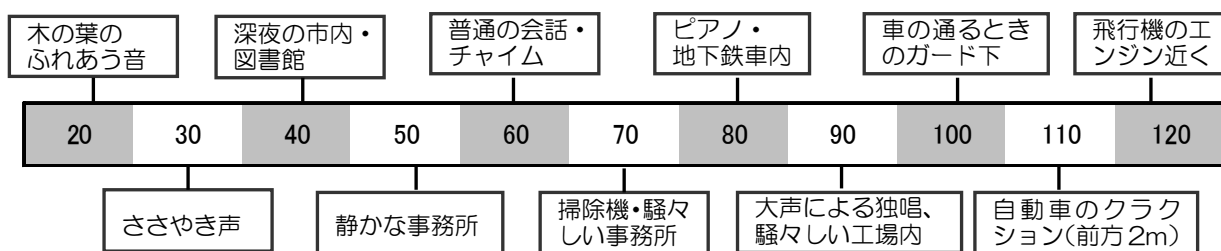
騒音とは・・・

騒音とは、「人が聞いて好ましくない人工の音」の総称です。

騒音の影響は、音の大きさだけでなく時間帯、生活環境、その人の音に対する感受性、心身の状態などに左右されます。自動車や電車、工事の音、街頭スピーカーやカラオケの音等が、しばしば問題となります。

人間の耳に感じる音の大きさを騒音レベルといい、単位「デシベル」で表します。

＜騒音レベルの目安＞



(出典：東京都環境白書 2010 をもとに作成)

環境測定機器を貸し出しています！

区内在住・在学・在勤の方に環境測定機器を貸し出しています。身の回りの環境測定や自由研究、学校や町会、地域のイベント活動に、ご利用ください。貸出期間は原則として2週間です。

〔問合せ先〕

環境清掃部環境保全課環境情報係 電話 03-5722-9357

＜貸出し中の機器類＞

騒音計、粉じん簡易測定器、酸性雨パックテスト、積算電力計



＜騒音計＞

1-2 みどりあふれるまちで暮らす

(基本方針)

近年、住宅の建替えやマンション化、業務系ビルの建築など土地利用の変化により、まちのみどりが減少しつつあります。

みどりを守るとともに、大きな樹木の保全に努め、みどりの拠点とネットワークづくりを行っていきます。これらの取組みは、環境基本計画の重点プロジェクトである「風の道」づくりにつながり、ヒートアイランド現象の緩和策としても効果があることから、一層推進していきます。施策を進めるにあたっては、「目黒区みどりの基本計画」との整合を図ります。

また、区民が身近なところでみどりを実感できるように、家庭内、事業所内に日常的に触れ合える小さなみどりを導入し、自然と人とが共生する生活空間の創造に努めます。

<環境指標の評価>

指標項目の評価

- ◎：最終目標値を達成している指標項目
- △：最終目標値を達成していないが、目標値に近づいている指標項目
- ▽：最終目標値を達成しておらず、目標値に近づいていない指標項目
- ：環境指標の設定、現状値を把握していない指標項目

環境指標項目	基準年度	基準年度末時点実績値	平成23年度末時点実績値	数値目標	評価
緑被率 (P.33~35 参照)	16	17.1%	調査実績なし	平成27年度までに20%	—
1人あたりの公園面積 (P.33 参照)	17	1.77m ² /人	1.82 m ² /人	平成27年度までに2.0 m ² /人	△
野鳥の年間確認数	18	—	専門調査実績なし	50種以上を維持	—

【数値目標に年度の記載がないものは、平成23年度までの目標】

> 5年間の成果・課題

区ではこれまで、住宅地のみどりを増やすため建築行為等の際の緑化計画制度の導入や「みどりのまちなみ助成」による支援等を実施してきました。

しかし近年、戸建住宅から集合住宅への建替えや、業務系ビルの建築など土地利用の変化により、まちのみどりは減少傾向にあります。

また、新たな公園の整備により、区内の公園面積は増加しています。みどりの基本計画で定めた1人あたりの公園面積の目標は、2.0 m²/人（平成27年度）ですが、平成23年度末では1.82 m²/人となりました。

緑被率、野鳥の年間観察数については期間中に調査を行っていないことから、平成23年度時点での達成状況の評価はできません。

➤ 目標の実現に向けてー平成24年度以降の取組みー

良好な生活環境を構成する重要な要素として、区内に残された貴重なみどりの保全に努めるとともに、公園等の整備や公共施設の緑化を進めます。

生物多様性の観点から、みどりの拠点とネットワークづくりに取り組み、面積的なみどりの確保にとどまらず、質的に多様なみどりの確保・育成に取り組みます。

また、区民が身近にみどりを実感し触れ合えるように、住宅や事業所に日常的に触れ合える小さなみどりを導入し、自然と人とが共生する生活空間の創造に努めます。

1-2-1 みどりの拠点とネットワークづくり

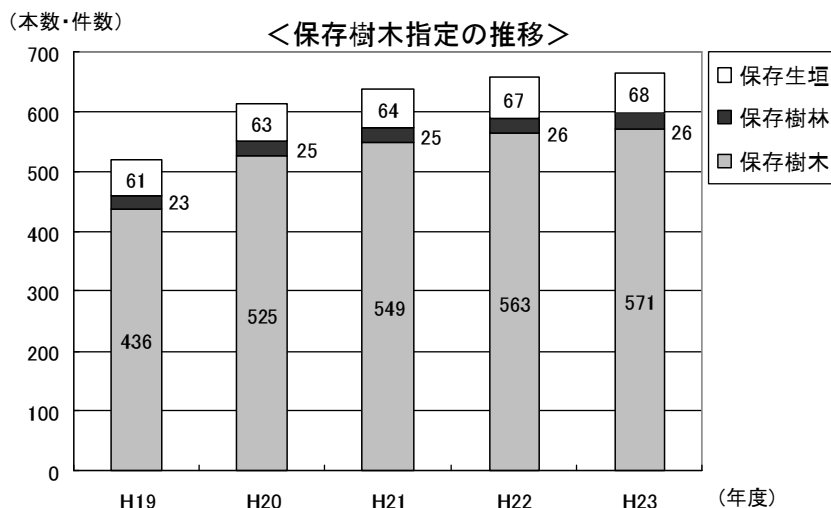
自然性の高い樹林やまちのランドマークとなる樹木など、良好な都市景観の形成を図るうえで重要となるみどりを、さまざまな法制度を活用して保全しています。

◀ 保存樹木等の指定 ▶

区内に残る樹木等の保全を図るため、大きな樹木、樹林や生け垣を保存対象に指定し、維持管理費用の一部を助成しています。

＜保存樹木等の指定状況＞

種別	指定対象	指定件数	
		平成23年度	累計
保存樹木	幹周りが80cm以上又は高さが15m以上ある樹木	26本	571本
保存生垣	高さが0.9m以上で長さが20m以上ある生け垣	3件	68件
保存樹林	300 m ² 以上の樹林地	—	26件



◀ 公園・緑地等の整備 ▶

公園は憩いの場であるとともに、レクリエーション、防災、景観形成等、さまざまな役割を担っています。

平成23年度は、元競馬南泉公園が開園しました。これによって、区の公園面積は増加したものの、人口も増加したため、1人あたりの公園面積は、1.82 m²となりました。

◀ 公園・緑地のネットワーク化 ▶

「みどりの基本計画」の中で5つの緑化軸（目黒川・目黒台・呑川・駒沢通り・目黒通り）を設定し、河川の上部を緑道として整備しています。このほか、区民が身近な場所を散策し、楽しみながら自然や歴史に接することができる「みどりの散歩道」を9コース設定し、継続的に啓発するなど、みどりのネットワークづくりに取り組んでいます。

平成 24 年度に実施する主な施策の内容

- ✓ コースガイドを頒布するなど、「みどりの散歩道」を普及します。
- ✓ 公園が不足している地域で、重点的に身近な公園等の整備を進めていきます。
- ✓ 大橋一丁目公園（仮称）の整備を実施します。

公園・緑道の紹介

平成 23 年度は、新たに 3 か所の公園等を整備又は改良しました。これらの公園・緑道を紹介します。皆さんも足を運んでみてください。

＜元競馬南泉公園＞

それぞれコンセプトが異なる三つの楕円形広場があり、目的によって様々な過ごし方ができます。周辺がかつて競馬場であったことに由来して、園路部分には馬の蹄鉄の跡がデザインされています。花木や紅葉する木も豊富で、四季折々に楽しめる公園です（図面は P.12 参照）。

＜五本木東児童遊園＞

中央町保育園に隣接する児童遊園です。複合施設、のぼり棒、平均台が新しく設置され、幼児から小学生まで安心して遊べる児童遊園です。

＜呑川本流緑道＞

かつてこの地に流れていた呑川が昭和 47 年に埋め立てられた跡が、みどり豊かな緑道となっています。全長 2,451m にわたる緑道の脇には桜並木も多くみられ、特に春の散歩コースに最適です。



＜新たに開園した元競馬南泉公園＞



＜改良工事された五本木東児童遊園＞



＜改良工事された呑川本流緑道＞



1-2-2 身近な場所にみどりを育てる

◀ **民有地の緑化** ▶

区のみどりは、約3割が公共施設に、約6割が民有地に、約1割がその他の場所に分布しており、民有地の占める割合が大きくなっています。住宅の建替えやマンション化、業務ビルの建築等、土地利用の変化によるみどりの減少を防ぐため、みどりの条例による樹木等の保全や緑化計画書の協議等により緑地の創出を進めています。平成23年度は、173件の緑化計画書を認定しました。また、住宅地のみどりを増やすため、「みどりのまちなみ助成」を実施しています。

これらの取組みの成果として、5年間の創出緑地面積は合計27,824.5㎡となり、初年度目標値25,000㎡を達成しました。

■ **緑化計画**

敷地面積200㎡以上で新築・新設、増改築・増設・用途変更を行うときに、あらかじめ緑化についての計画書の提出及びその内容の履行を義務付け、積極的な緑化をお願いしています。

①敷地面積200㎡以上で建築確認申請するもの、②開発行為に該当する敷地、③駐車場設置20台以上（敷地面積200㎡未満も含む。）の場合等が対象となります。

＜みどりのまちなみ助成の対象と助成成果＞

種別	助成対象	助成面積・距離	
		平成23年度	累計
道路沿い緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積が500㎡未満 道路に面した場所に最低1.0m以上を新たに緑化 	187.57m	9,768.69 m
屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積が1,000㎡未満 最低1.0㎡以上を新たに緑化 (上空から見える部分) 	446.81㎡	4,173.36㎡
壁面緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積が1,000㎡未満 建築物の壁面に最低1.0㎡以上を新たに緑化 	31.26㎡	445.93㎡
ベランダ緑化 (平成20年4月から)	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積が1,000㎡未満 みどりが外側から見えるように緑化 ベランダに最低1.0㎡以上を新たに緑化 	—	—



＜屋上緑化＞



＜壁面緑化＞



＜道路沿い緑化＞



＜ベランダ緑化＞

◀ 公共施設の緑化 ▶

民有地緑化の模範となることを目指し、公共施設(区立施設)の緑化を進めています。

平成 23 年度は、五本木東児童遊園、蛇崩川緑道、東山公園拡張部、区立中央町保育園、区立中根小学校内学童保育クラブの 5 施設で緑化を行いました。また、屋上緑化のモデルとして、「目黒十五庭(区総合庁舎屋上庭園)」を開放しています。また、学校の壁面緑化は、平成 23 年度現在、累計 15 校で実施しました。



◀目黒十五庭▶

◀ 区民活動に対する支援 ▶

地域住民が公園等の花壇に花を植え、周囲の環境をきれいにする活動として「グリーンクラブ」があります。区はグリーンクラブに花苗の配布等の支援を行っており、平成 23 年度は、83 団体(平成 23 年度新規登録 3 団体)延べ 1,123.2 m²の花壇に花苗を配布しました。

また、各住区のイベント等で参加者にツバキやアジサイ、ハギなど 1,100 本の花苗を配布しました。



◀グリーンクラブ▶



◀西郷山公園の花壇▶

平成 24 年度に実施する主な施策の内容

- ✓ みどり豊かなまちなみの形成と民有地の緑化を推進するため、「みどりのまちなみ助成」を引き続き実施します。
- ✓ 苗木の配布等により、植樹運動を推進し、区民による自主的な緑化活動を支援します。
- ✓ 公共施設等の緑化を進めます。

高枝バサミを貸し出しています！

民有地のみどりを快適に維持するための支援として、樹木等の剪定を行う際に便利な高枝・刈込みバサミを貸し出しています。貸出期間は、概ね 1 週間です。

〔問合せ先〕

都市整備部みどりと公園課みどりの係 電話 03-5722-9359

1-2-3 みどりにはぐくまれた生物の生息空間の保全

◀ 公園・緑化のPR ▶

公園を舞台とした活動に関する広報・支援を行っています。

■ 公園活動登録団体支援

みどりや生きものに親しむ様々な活動や、住民参加による公園管理を支援しています。

活動登録団体の数は年々増え、平成23年度には11団体が、4公園で管理・活動を行いました。

＜公園活動団体一覧＞

活動場所	団体名	活動内容
駒場野公園	森のみどり ^{すと} 人	区内に残る貴重な雑木林の管理活動を通じて、「人と自然のふれあい」の原点とも言える里山管理を体験
	駒場野ホテルの会	公園の水辺環境の改善、公園雑木林の管理
	こまばりサイクルの会	生ごみ堆肥づくりと公園内の土壌改良育成
中目黒公園	さーくる・ガーデン・クラブ (C・G・C)	公園の花壇運営管理、イベント実施
	いきもの池・原っぱクラブ	公園の生物調査保全、自然観察活動
	なかメディアボードクラブ	公園利用者間のコミュニケーションと安全・快適な運営活動のため、公園内看板(メディアボード)等作成
	健康とスポーツ2002クラブ	健康とスポーツの広場の健全な運営と活性化
	有機クラブ	有機堆肥づくりと公園内の土壌改良育成・保全活動
	中目黒公園わんわんクラブ	犬を連れて公園を利用する飼い主のルール遵守とマナー向上活動
碑文谷公園	碑文谷公園くらぶ	緑豊かで誰もが利用し憩える碑文谷公園とするためのボランティア活動・イベントの実施
菅刈公園	NPO法人 菅刈ネット21	公園内の清掃・除草・植栽活動 子どもの安心安全な居場所作り 公園祭りの運営

◀ みどりの多様性を活かした緑化 ▶



＜巣にエサを運ぶシジュウカラ＞
(写真提供:自然通信員)

さまざまな生きものの生育環境を回復していくためには、実のなる木・大木・花壇・窓辺の草花等、日常生活の身近なところに多様なみどりを育てることが重要です。

生きものの観察や自然とふれあうきっかけとして、区の鳥シジュウカラの巣箱モニター事業を行っています。毎年1回、1月頃のめぐろ区報でモニターを募集しており、モニターとなった方は、区から提供する巣箱を用いて、早春にシジュウカラ(区の鳥)の巣作りのようすを観察・記録していただきます。

平成23年度は、「巣箱モニター」の巣箱11か所で巣づくりが観察され、計21羽のヒナが巣立ちました。

◀ 区民活動に対する支援 ▶

区では、区民によって行われる自然環境の維持・管理の取組みに関して支援をしています。

■ 学校ビオトープの整備

ビオトープとは、ドイツ語で「生きものがすむ場所」という意味です。生きものたちが再びまちの中に戻ってこられるように、小学校や幼稚園にトンボ等が生息できる池等を整備しています。

平成23年度は、小学校ビオトープを新たに1校整備し、これまでの設置総数は22校となりました。既に整備された学校では、改修を含む活動の活性化や生息環境の改善（エコアップ）を図りました。



◀上目黒小学校のエコアップ活動▶

■ 小動物が生息する水辺環境再生事業

駒場野公園では、ホタル等が生息できる水辺環境の復元を目指して、地元団体等と共に「ホタルの幼虫飼育」や「ホタル観察会」等を実施しています。

◀ みどりと環境の学習 ▶

公園のみどりを、自然環境教育や自然保護のあり方を考える実践の場として活用するため、参加しながら学べる様々な学習機会を提供するとともに、自然観察情報の充実に努めています。

◀みどりと環境の学習に関する取組み▶

取組み名称	取組み内容	平成23年度
自然クラブ	動植物の生育や生物との触れ合いをもつことで自然保護意識の向上を図ることを目的に、駒場野公園で活動する。	開催回数：24回 参加人数：1,024人
みどりの教室 「エコ・園芸生活講座」	区民の園芸知識・技術の向上と緑化の意識の啓発を目的に、季節に応じてテーマを決める。	12回連続講座 参加人数：延べ134人
自然通信員	自然の変化を記録するため、広く区民に呼びかけて、身近な生きものの観察情報を提供いただく。	参加世帯：1,100世帯
いきもの气象台	公園や緑道を定点観測地点として決め、花の開花や鳥の初音等、四季の変化を継続的に観測する。	報告件数：1,426件 (年集計)
自然観察教室 (いきもの発見隊)	目黒川の水生生物等を観察する教室。	開催回数：2回 参加人数：68人



◀自然クラブの活動▶



◀みどりの教室「エコ・園芸生活講座」▶

<目黒川船入場で見られる生きもの>

分類	生きもの
甲殻類	○ ヌカエビ ○ クロベンケイガニ ○ アメリカザリガニ ○ モクズガニ
魚類	○ カダヤシ ○ マルタウグイ ○ アユ ○ ポラ ○ メダカ ○ スミウキゴリ
両生・爬虫類	○ アカミミガメ
鳥類	カワウ アオサギ コサギ ゴイサギ オナガガモ コガモ カルガモ ホシハジロ キンクロハジロ
その他	○ ゴカイ類

(○印は平成23年度いきもの発見隊で確認されたもの)



<ヌカエビ>



<マルタウグイ>



<コサギ>

平成24年度に実施する主な施策の内容

- ✓ 身近な生きものと共生するまちを目指して、ビオトープ活動を行っていきます。
- ✓ 区の鳥シジュウカラの生息状況を調べるとともに、シジュウカラを通して自然やみどりの大切さの啓発を図ることを目的とする「巣箱モニター」を引き続き募集します。
- ✓ 雑木林等の管理と継続的な環境調査を通して、自然に親しみながら環境への知識や理解を深めるための「自然クラブ」を年24回開催します。
- ✓ 身近な自然に関する知識や理解を深めるため、「いきもの発見隊」を年2回開催します。
- ✓ 区民による身近な生物調査を実施します。
- ✓ 建築物の新築等を行う場合の緑化義務を定めて協議を行い、緑化の促進を図ります。